

## 指導者規定

### 【趣旨】

1. 国内のスキムボーディング振興と競技力向上、指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するために『一般社団法人 日本スキムボード協会 認定指導者制度』を制定する。

### 【目的】

2. この制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
  - ① スキムボーディングの普及、発展に答えることのできる指導体制を確立する。
  - ② 指導者講習会によって指導者を育成し、その資質と指導力の向上をはかること。
  - ③ 組織内における指導者の位置づけと役割に応じた資格認定をし、社会的人材を確保する。
  - ④ 指導を通じて得た情報を共有し、指導者育成事業との関係を進め活動促進をはかる。

### 【指導者の役割と種類】

3. J.S.A.が認定する指導者の種類と役割は次のとおりとする。
  - ① C級スクール指導者  
協会が主催、管理するスクールの指導、または、ショップ等が管理するスクールの指導にあたるもの。その他 J.S.A.から依頼があったスクールの指導にあたるもの。

### 【指導者の養成】

4. J.S.A.が認定する指導者を養成するため、別に定める課程に基づき次の講習会を実施する。
  - ① C級スクール指導者講習会  
J.S.A.が実施する講習会の運営方法、受講資格、課程内容等細目については、別に定める。

### 【指導者の認定、登録】

5. 指導者の認定は次のとおりとする。
  - ① スクール指導者の認定は別に定める登録規定により、登録するものを対象とする。

### 【指導者の権利】

6. 認定された指導者には以下の権利を与える。
  - ① J.S.A.ホームページで指導者の紹介
  - ② J.S.A.イベントへ、指導者としての参加資格
  - ③ ショップ、スクール主催者へ指導者の紹介
  - ④ J.S.A.から指導者向けの情報配信

### 【指導者の責任】

7. スクール、イベント、事業等の実施に伴う契約、責任については以下のとおりとする。
  - ① 指導者と実施団体との間で直接取り決めるものとする。
  - ② J.S.A.の指示のもとで行うもの以外は、J.S.A.は一切の責任を負わないものとする。

### 【指導者の活動促進】

8. 認定された指導者の活動促進をはかるため、J.S.A.は活動促進方策の推進に努める。

## 認定スクール指導者登録規定

第1条 この規定は、一般社団法人日本スキムボード協会（以下『J.S.A.』という）認定スクール指導者講習会、修了者の認定、登録に関することを定める。

第2条 登録は、J.S.A.認定指導者資格を目的とする。

第3条 登録は次の条件をみたしたものが個人単位で申請する。

1. 認定C級スクール指導者講習会修了者。
  - ① 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。
  - ② 登録指導者は、本会会員（SKIM CLUB）の組織内指導者とする。

第4条 登録の有効期限は以下に定める。

1. C級スクール指導者は永年資格とする。
2. 資格が保留となった者は、本会会員（SKIM CLUB）登録をする事により再登録ができる。また、必要に応じ J.S.A.が行う研修会を修了する事により、資格の再登録ができる。

第5条 J.S.A.は第3条の定めにより登録したものに対し、SKIM CLUB 会員カードに認定スクール指導者の登録者であることを記載する。

第6条 登録情報の変更がある場合は、速やかに SKIMCLUB 登録情報の変更もしくは J.S.A.へ変更の申請を行う。

第7条 資格の取り消し、保留。

1. 資格の認定を受けた者が、指導者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、取り消しとなる。
2. 本会会員（SKIM CLUB）を脱会した場合、資格は保留とする。

この規定に定めるほか、登録に関して必要な事項は別に定めることができる。

この規定は平成 26 年 4 月から施行する

平成 28 年 2 月 1 日改訂